

北越銀行で住宅ローンをご利用のみなさまへ
ホクギン還付申告相談会のご案内

～税理士がお客様の還付申告書作成をお手伝いします～

北越銀行の住宅ローンのご利用により住宅を取得・増改築された方を対象に「ホクギン還付申告相談会」を開催致します。関東信越税理士会からの派遣税理士が、税金還付の申告書作成をお手伝いします。

裏面の「[還付申告手続き よくある質問](#)」と「[会場案内図](#)」もあわせてご覧ください。

- 日時・会場 各会場とも午前10時～午後4時20分までの間、お一人様40分の時間予約制です。
(時間帯により込めますので、ご予約いただいた時刻から遅れる場合があります。
あらかじめご了承ください。)

地区	開催日	会場	定員
上越	1月28日(土)	上越市市民プラザ	24名
新潟	2月 3日(金)	新潟ユニソンプラザ	32名
	2月 4日(土)		72名
長岡	2月10日(金)	北越銀行 本店講堂	24名
	2月11日(土)		48名

- 対象となる方 北越銀行で住宅ローンをご利用のお客様で住宅借入金等特別控除を受けられる方
・平成23年中に自宅を新築・購入・増改築をして入居していること (注※)
・取得・増改築をした家屋の床面積が50㎡以上であること
など、一定の適用要件があります。

※以下の場合は対象外ですのでご注意ください。

- ①築20年超(マンション等は築25年超)の中古住宅
- ②平成23年にローンを利用したが、年内に入居できなかった場合
- ③増改築等で平成23年中にローンを利用したが、年内に工事が完了しなかった場合
- ④借換資金

- 参加費 無料

- 必要書類 別紙「ご用意いただく書類等のご案内」をご覧ください。

- 申込方法 お電話での受付のみとさせていただきます。

* 定員となり次第締め切りとさせていただきます。

- 申込先 ホクギン経済研究所 TEL: 0258 (39) 7302

* 北越銀行の本支店ではなく、直接ホクギン経済研究所にお電話下さい。

- 受付開始日時

地区	受付開始日	受付開始時刻	お申し込み締め切り
上越	1月23日(月)	午前10時から	定員となり次第、締切とさせていただきます。
新潟	1月25日(水)	午前10時から	
長岡	1月26日(木)	午前10時から	

* 受付開始からしばらくの間は混み合いますが、ご了承ください。

- 確認事項

以下の事項をご確認のうえ、お電話でお申し込み下さい。

- ・還付申告を受ける方(借入金のある方)のお名前
- ・連帯債務者の方も還付申告を受ける場合は、連帯債務者の方のお名前
- ・ご希望の会場及び日時
- ・日中のご連絡が可能な電話番号
- ・借入金のご返済口座がある北越銀行の店舗名

* お申込の際にお聞きするお名前、ご連絡先、ご利用店舗は今回の還付申告会の受付・ご連絡以外の目的に利用することはございません。

還付申告手続き よくある質問

Q：申告書の提出は確定申告期間（2月16日から3月15日）でなければダメなの？

A: 所得が給与所得のみの方であれば、確定申告期間にかかわらず1月から年間を通して提出できます。事業所得、不動産所得、農業所得等のある方の提出は確定申告期間となります。

Q：申告書や計算明細書はどこで入手できるの？

A: 税務署または国税庁ホームページ(実際に入力も可能)で入手できます。
ホクギン還付申告相談会では会場にご用意いたします。

Q：忙しくて税務署に行けないんだけど・・・？

A: 申告書提出はご本人以外の代理の方でも可能ですし、郵送もできます。

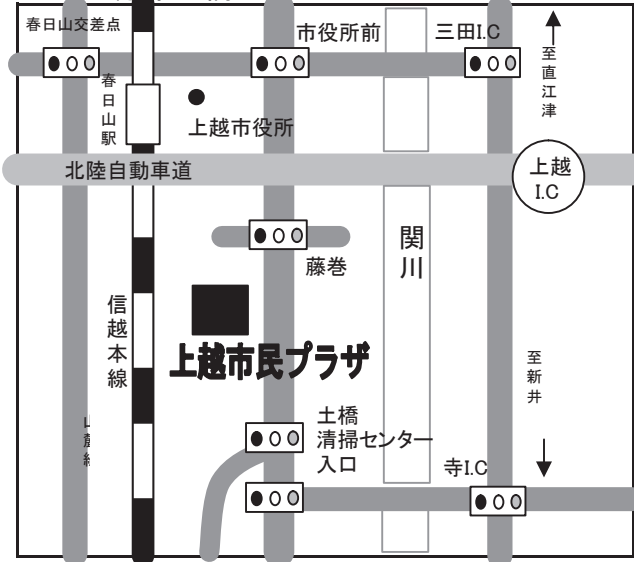
Q：23年分は納税額がゼロでも申告書を作成・提出した方がいいの？

A: 納税額が発生した年の分から申告しても問題ありませんが、今回申告しておけば2年目以降は勤務先の年末調整で控除が受けられます。

会 場 周 辺 図

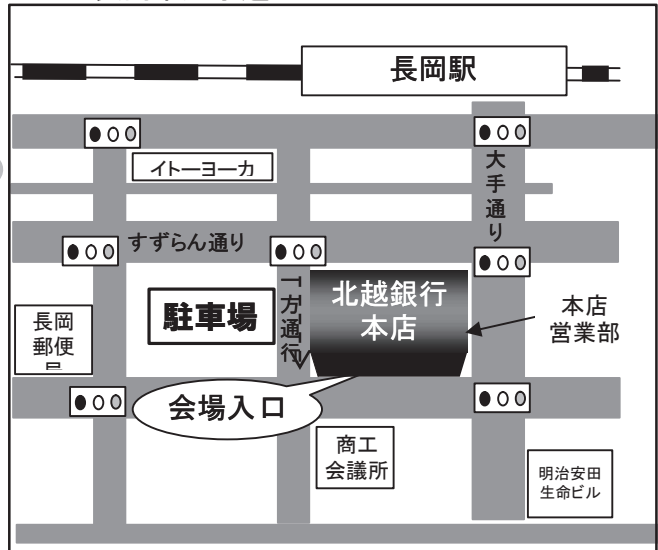
上越会場<上越市市民プラザ>

*上越市土橋1914-3 TEL 025-527-3611



長岡会場<北越銀行本店>

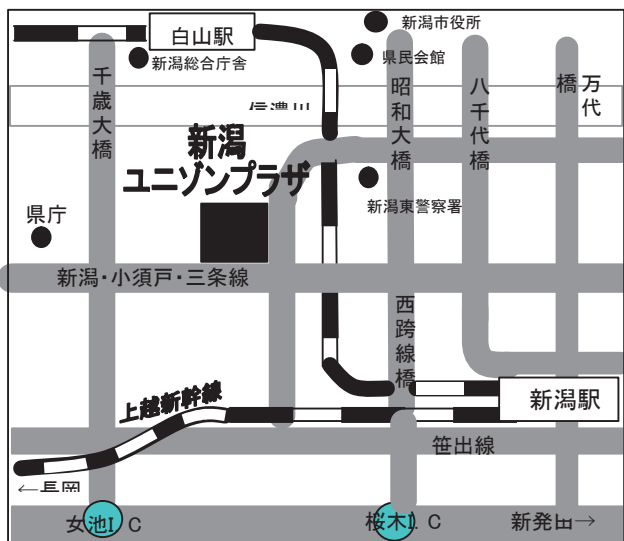
*長岡市大手通2-2-14 TEL 0258-35-3111



※駐車場前の道路はすずらん通り側からの一方通行です。

新潟会場<新潟ユニゾンプラザ>

*新潟市中央区上所2-2-2 TEL 025-281-5511



＜ホクギン還付申告相談会＜住宅ローン＞＞
ご用意いただく書類等のご案内

共通（すべての方が必要です）

<input type="checkbox"/> 印鑑	認印で可
<input type="checkbox"/> 通帳(申告者ご本人様のもの)	還付金の振込口座確認のため
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票の原本	給与所得者の場合、平成23年分、コピー不可
<input type="checkbox"/> 住民票の写し(各自のもの)	新年(平成24年)以降発行のもの、コピー不可、 <u>市町村役場等</u> で公布
<input type="checkbox"/> ローンの年末残高証明書	・2カ所以上から交付を受けている場合はその全ての残高証明書 ・残高の記載があっても返済予定表では代用できません
<input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書※1	コピー不可、各地の <u>法務局</u> で交付

共通の他に、下記の該当するものをご用意下さい

(1) 敷地（土地）購入分のローンも控除する場合

<input type="checkbox"/> 敷地の登記事項証明書※1	コピー不可、各地の <u>法務局</u> で交付
<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し※2	敷地購入分のもの

(2) 新築の場合

<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し※3 または売買契約書の写し※2	注文住宅・・・工事請負契約書 建売住宅、マンション・・・売買契約書
認定長期優良住宅の場合	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し <input type="checkbox"/> 住宅用家屋証明書の写しまたは認定長期優良住宅建築証明書

(3) 中古の場合

<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し※2	
築20年（マンション等の耐火建築物は25年）経過した物件の購入の場合	<input type="checkbox"/> 耐震基準適合証明書 または住宅性能評価書の写し

(4) 増改築等

<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し※3	
<input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し または検査済証の写し または増改築等工事明細書	増改築などの場合は、一定の要件を充たす工事が対象となりますので、お申し込みされる前に予めご確認ください。

※1 登記事項証明書（登記簿謄本）について

① 登記済権利証、登記識別情報では代用できません。

② 1通 700円の交付手数料がかかりますが、取得年月日及び抵当権の設定についての記載があれば、交付日付は問いません。

※2・3 売買契約書・工事請負契約書の写しについて

① 売買金額や請負金額の記載された部分が必要となります。

② 契約書に印紙が貼付されているかどうかを確認の上、コピーを取って下さい。

その他 ご注意いただきたい点

- ・夫婦または親子など複数でローン控除を受ける場合
（例：夫婦2名の連帯債務として借入、持分1/2ずつで登記して、2名とも控除を受ける）
通帳、源泉徴収票、住民票の写し、年末残高証明書、登記事項証明書（登記簿謄本）は各自のものを用意して下さい。
- ・建て替えなど土地は以前から所有しており、土地がローンの対象でない場合は、土地についての登記事項証明書（登記簿謄本）は必要ありません。
- ・売買契約書、工事請負契約書、建築確認済証、検査済証、増改築等工事明細書が見当たらない場合は、建築・購入業者等にお問い合わせ下さい。